

監査報告書

令和4年5月27日

学校法人 明泉学園

理事会 御中

学校法人 明泉学園

監事 幸直綱
監事 山崎夕更子

私達は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行う為、学校法人 明泉学園 寄附行為第16条第1号及び第2号の規定に従い、学校法人の2021年度の、業務及び財産の状況について、監査を行いました。

私達は監査に当たり、監事監査規程に基づき、理事会及び評議員会に出席するなど、理事会の業務執行状況を聴取し、記録を精査しました。

また、重要な決裁書類等を閲覧及び担当者から業務運営状況を聴取するなどにより、監査を行いました。

財産状況については、財産目録及び計算書類（資金收支計算書、活動区分資金收支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）、並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書等について、監査を行いました。

監査の結果、私達は、上記計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、2022年3月31日現在の財産状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を、適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実の無いことを確認しました。

なお、一昨年来の新型コロナウィルス感染症によるコロナ禍に対して、本学園においては学園全体での対応措置等を適切に行い、学園の園児・生徒・学生・教職員を守る事が出来ており、本学園が適切に運営されているものであると確信しております。

以上